

DAIWA SMART DEPOSIT 会員規約（改訂日：平成 28 年 9 月 30 日改訂）

新旧対照表

（下線部分改正）

現 行	改 正
<p>第2条(銀行等が行う為替取引ではないことの説明)</p> <p>(1) 発行会社が提供する本カードに関する当サービスは、銀行等が行う為替取引ではありません。</p> <p>(2) 発行会社は、預金もしくは貯金又は定期積金等を受け入れるものではありません。</p> <p>(3) 当サービスは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第53条又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第55条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。</p> <p>(4) 会員は、資金決済法に基づく履行保証金制度によって保護されております。発行会社では、履行保証金を法務局に供託するとともに、株式会社みずほ銀行との間で履行保証金保全契約を締結しております。</p> <p>(5) 会員は、資金決済法第59条に基づく履行保証金についての権利の実行の手続きにおいて、還付を受ける権利を有します。</p> <p>(6) 発行会社の資金移動業登録番号は、関東財務局長第00022号です。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第2条(銀行等が行う為替取引ではないことの説明)</p> <p>(1) 発行会社が提供する本カードに関する当サービスは、銀行等が行う為替取引ではありません。</p> <p>(2) 発行会社は、預金もしくは貯金又は定期積金等を受け入れるものではありません。</p> <p>(3) 当サービスは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第53条又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第55条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。</p> <p>(4) 会員は、資金決済法に基づく履行保証金制度によって保護されております。発行会社では、履行保証金を法務局に供託するとともに、株式会社みずほ銀行及びオリックス銀行株式会社との間で履行保証金保全契約を締結しております。</p> <p>(5) 会員は、資金決済法第59条に基づく履行保証金についての権利の実行の手続きにおいて、還付を受ける権利を有します。</p> <p>(6) 発行会社の資金移動業登録番号は、関東財務局長第00022号です。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>